

今、求められる学校の在り方とは

滋賀大学 教育学部 学校教育教員養成課程 中等英語専攻
氏名：藤原実緒
学籍番号：0021194

目次

はじめに.....	3
オルタナティブスクールとは.....	4
第1節 日本にある学校.....	4
第2節 オルタナティブスクールの誕生と現状.....	4
第3節 オルタナティブスクールの教育.....	5
第2章 先行研究【海外との比較】.....	7
第1節 海外のオルタナティブスクールの例（オランダ編）.....	7
第2節 海外のオルタナティブスクールの例（台湾編）.....	8
第3章 オルタナティブスクールに通う子ども達と保護者様の考え.....	10
第4章 考察.....	16
参考文献.....	18

はじめに

現代の日本では公立、私立とは別の「もう一つの学校」と呼ばれるオルタナティブスクールの設立数が年々増加しつつある。オランダや台湾、韓国などの海外では、オルタナティブ教育が公立学校や私立学校で採用されていることが珍しくない。それに対して、日本ではオルタナティブスクール自体が学校教育基本法の枠内に位置していない場合がほとんどである。しかしながら、2022年には公立で初めてオルタナティブ教育を採用した学校が開校したことから、現代の日本ではオルタナティブ教育の需要が高まりつつあると言える。また、子を持つ30名の保護者の方にオルタナティブスクールに関するアンケート調査を行ったところ、9割がオルタナティブスクールについて「聞いたことはあるが詳しく知らない」と回答された。つまり、日本ではオルタナティブ教育への需要が高まりつつある一方で、オルタナティブスクールに関する情報はあまり流通しておらず、オルタナティブスクールに関する認知度はあまり高くないと言える。そのため、今こそ現代の日本で行われるべき教育や学校の在り方について、改めて考えるべき時代に突入していると私は考える。

したがって本研究では、現在の日本におけるオルタナティブスクールの位置づけを明らかにし、海外のオルタナティブスクールの取り組みや法的な枠内に位置しているか否かを日本のオルタナティブスクールと比較する。また、実際にオルタナティブスクールに通っている子ども達、及び保護者の方へのアンケート調査の結果から、*一条校と言われる学校の懸念事項を明らかにした上で、現代の日本で求められる学校の在り方について考える。

*一条校：第1章 第1節参照

第1章 オルタナティブスクールとは

第1節 日本にある学校

日本にある学校について、学校教育法では、第一条で「この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び専門学校とする。」と規定されており、これらの学校を「一条校」という。学校の運営母体については、学校教育法第2条、及び第3条で「学校は、国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）を含む。次項及び第127条において同じ。）及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）のみが、これを設置することができる。「学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。」と規定されている。しかし、現在の日本には一条校に属さない学校が存在する。その一つが「オルタナティブスクール」と呼ばれる学校である。オルタナティブスクールについての明確な定義は存在しないが、日本に在住する外国籍の子ども達のための学校であるインターナショナルスクールや、不登校の児童生徒を受け入れているフリースクールなどもオルタナティブスクールの一つとして挙げられる。本論文ではインターナショナルスクールやフリースクールは含まず、一般的な公立の学校や私立の学校の教育とは異なる、所謂「もう一つの学校」と呼ばれる学校についての研究を行う。

第2節 オルタナティブスクールの誕生と現状

文部科学省は平成27年度に「小・中学校に通っていない義務教育期間の子供が通う民間の団体・施設に関する調査」を行っている。調査結果には「オルタナティブスクール」という言葉は表記されていないが、調査を行った民間の団体・施設には、オルタナティブスクールも含まれると考えられる。調査結果によると、474の団体・施設にアンケートを送付し、回答があった319の団体に在籍する義務教育段階の子供の数は、約4200人と示されている。では、なぜこのような団体・施設、およびオルタナティブスクールが誕生したのか。藤根・橋本(2016)は、社会を揺るがすような出来事や価値観の変動を受けてオルタナティブスクールの設立数が増加する傾向にあると示している。具体的にはゆとり教育の導入などによる教育改革、リーマンショックとその後起こった日米における政権交代などが挙げられる。社会に与えた影響の波は教育現場にも広がり、これまでの教育を見直すきっかけとなったことが考えられる。また、日本にある公立学校の割合が著しく高いことも、オルタナティブスクールが誕生した一つのきっかけになると

私は考える。令和6年に文部科学省が行った学校基本調査によると、義務教育段階の子ども達のうち、約95%の子ども達が公立学校に通っている。多様化が進む現代において、公立学校のように教育内容、および授業形式が固定的であり、かつ集団行動が求められる学校とは合わない子ども達がいる可能性があることは想像に難くない。そのため、現代社会において多様化が進みつつあることもオルタナティブスクールが誕生したきっかけの一つであると考えられる。

現在の日本のオルタナティブスクールの現状としては、藤根・橋本(2016)が行った調査によると、オルタナティブスクールの約9割が学校教育法上に位置付けられていないことが示されており、残りの1割の関しては各種学校、技能連携校であると示されている。しかしながら、現在は私立学校として認可されているオルタナティブスクールが存在し、2022年には公立校初の*イエナプラン校である「常石ともに学園」が開校されたことから、日本にあるオルタナティブスクールの法的な位置付けに関しては、最新の調査が必要であると考えられる。

(* 第3節参照)

また、平成28年に公布され、翌年に施行された「教育機会確保法」では、学校以外の場所で行われる学習活動の重要性について記述されているが、対象が不登校児童生徒とされている。このことから、不登校の児童生徒に対する法設備は充実しつつあるが、オルタナティブスクール自体の認知度はそれほど高くなく、「もう一つの学校」としてのオルタナティブスクールの存在について、政府による十分な検討が進んでいないことが考えられる。また、藤根・橋本(2016)の研究ではオルタナティブスクールの法的な位置づけや活動実態についての記述はされているが、実際にオルタナティブスクールに通う児童生徒、および保護者の具体的な声は示されていないため、下記項目において、本研究において実際に行ったアンケート調査を基に、オルタナティブスクールに通う児童生徒、および保護者がオルタナティブスクールに通うことを決めた理由を明らかにし、現代の日本に求められる学校の在り方について検討する。

第3節 オルタナティブスクールの教育

日本にあるオルタナティブスクールでは、様々な教育が行われている。本項目ではモンテッソーリ教育、シュタイナー教育、イエナプラン教育、フレネ教育の四つを取り上げる。

【モンテッソーリ教育】

- ・マリア・モンテッソーリにより考案。「子どもには、自分で自分を育てる力が備わっている」という「自己教育力」を前提としている。
- ・宿題やテスト、成績表がなく、子どもの自発性を重視。

【シュタイナー教育】

- ・哲学者ルドルフ・シュタイナーにより考案。「意思」「感情」「思考」の3点を育て、バランスよく自立した人間に成長していくことを目標としている。
- ・朝の約100分間で同じ科目を2~3週間で連続して学ぶ「エポック授業」が取り入れられている。

【イエナプラン教育】

教育学者ペーター・ペーターセンにより考案。「自立と共生」をテーマとしており、自主性・協調性を育む独自のプログラムが実施されている。

- ・生徒が自ら1週間の学習計画を組み、個別学習が行われている。

【フレネ教育】

- ・南フランスの教師セレスタン・フレネにより考案。子どもの自主性と自由を尊重し、一人一人の個性に合わせた教育が行われている。
- ・個別学習が基本となり、子ども自らで「活動計画書」を作成し、自分のペースで学習が行われている。

オルタナティブスクールでは、必ずしもこれらの教育のどれか一つを取り入れている訳ではなく、二つの教育を組み合わせるなど、各学校で独自の教育を行っている学校も存在することから、学校により教育内容は様々である。日本にあるオルタナティブスクールの例としては、第3章において大阪府箕面市にある「箕面こどもの森学園」について取り上げる。

第2章

海外のオルタナティブスクール

第1節 海外のオルタナティブスクールの例（オランダ編）

海外のオルタナティブスクールの事例として、最も多く挙げられる国がオランダである。オランダは同王国憲法第23条により、教育の提供が自由であること、各人の信仰又は生活信条を尊重すること、公立学校でなくても初等普通教育が与えられる場合には、法律の定める規則により例外を認めることができると明記されている。しかし、ここで考えるべき点はオルタナティブスクールの設置主体である。オランダのオルタナティブスクールの設置主体は、公立学校や私立学校として設置されている場合が多い。これは日本のオルタナティブスクールの位置づけと大きく違う。つまり、オランダにおいては、オルタナティブスクールは法律の枠内に位置しているが、公立、または私立の学校において積極的にオルタナティブ教育が採用されているとも言えるだろう。また、教育内容に関しては、日本にあるオルタナティブスクールはオランダ教育を参考として設置されたケースが多いことから、実施教育に関してはモンテッソーリ教育、イエナプラン教育、シュタイナー教育、フレネ教育など、多くの共通点がある。また、オランダではオルタナティブスクールが「刷新教育(vernieuwing onderwijs)」と表現されることから、教育界において一定の立場がある(吉田 2014)。このことからオランダにおいてオルタナティブスクールは学校としての立場が十分に確立されていると言えるだろう。

それに加えて、オランダではオルタナティブスクールを含むすべての学校が、教育監査局によって監査を受けることが義務付けられている。具体的な監査の内容としては、「(1)質の監理、(2)テスト、(3)教材提供、(4)時間、(5)教授・学習のプロセス、(6)学校の雰囲気、(7)生徒指導とガイダンス、(8)成果」の8分野において、評価基準ごとに定められた指標に基づいた4段階評価が行われ、これらの結果が教育監査局のウェブサイトに公開される(吉田 2014)。現時点では、日本にこのような「教育の質」を管理するシステムは存在しない。つまり、オランダでは一般的な公立や私立の学校と異なる教育内容を実施するオルタナティブスクールでも、教育の質を管理する体制が整っていることに加え、調査結果が法的機関により全国民に公表されている点において、国民からのオルタナティブスクールの認知度は高いと予想できる。

したがって、オルタナティブスクールの教育上の立場や教育の質の監理、及び認知度の高さは、日本のオルタナティブスクールと比較すると大きな違いがある。義務教育段階において公立学校が90%以上を占める日本は、「全国各地で同じ水準の教育が受けられること」に重きをおいているのに対し、オランダでは実際に教育を受ける子ども達の目線になり、「子ども達が自分に合う教育を受けられること」に重きを置いているのではないかと私は考える。

第2節 海外のオルタナティブスクールの例（台湾編）

第1節では、オルタナティブ教育が盛んなオランダの例を挙げたが、第2節では日本と同じアジア圏のオルタナティブスクールの例として台湾の事例を取り上げる。

台湾でオルタナティブスクールは「実験教育」という立場にある。「実験教育(experimental education)とは「非学校形態の実験教育」の略称で、日本のフリースクールが申請した教育特区のようなものである（王 2018）。台湾では1990年代頃からオルタナティブスクールが設置され始めた。当初は台湾でもオルタナティブスクールは学校として認められていなかったが、2014年に「学校形態の実験教育の実施に関する条例」と「高等学校以下の教育段階の非学校形態実験教育の実施に関する条例」が成立し、その翌年には「公立小中学校の公設民営に関する条例」が成立した。これらは「実験教育三法」と呼ばれている。特に「高等学校以下の教育段階の非学校形態実験教育の実施に関する条例」（以下、非学校実験教育条例）では、非学校形態に参加した者は、各教育段階の学校の生徒としてみなされることや、国民教育段階で非学校形態に参加する生徒は、同じ教育段階で学校教育を受けたものとしてみなされ、*強迫入学条例の規定は適用されないことが保証されている。また、ここで言う「非学校形態」とは、オルタナティブスクールも含まれると考えられる。つまり、台湾においてもオルタナティブスクールは法律の枠内に位置していると言える。

*強迫入学条例：学齢期の国民の保護者に対して、子供または被後見人が学校に入学するように監督し、学校と協力する必要があること等を示した条例。

台湾のオルタナティブスクールでの教育内容については、過去に「慈心シュタイナー学校」や「苗圃モンテッソーリ学園」という学校が存在したことから、シュタイナー教育やモンテッソーリ教育が実施されていたと考えることができるが、現在の台湾のオルタナティブスクールで実施されている具体的な教育内容の情報は見つからなかった。しかしながら、非学校実験教育条例では、非学校形態は「道徳的、知的、身体的、社会的、美的教育を目的とするための教育」と示されている。

また、台湾でもオランダと同じように、学校に対する監査システムが存在する。しかしながら、オランダではオルタナティブスクールを含むすべての学校が監査を受けることが義務付けられていたが、台湾では実験教育条例の枠内の学校が監査を受けることが義務付けられている。第一に、台湾では非学校形態、およびオルタナティブスクールを形成する際に、国または地方自治体が非学校形態の申請を調査するために、非学校形態審議委員会（以下、審議会）を形成することが義務付けられている。そして国や地方自治体は、上記にある通り非学校形態の申請を調査するために組織された審議会、または学術団体や専門機関に委託し、学年度ごとに個人や非学校形態を視察、および評価することになっている。このようなシステムにより、行政機関は審議会と言う組織によって、

視察や評価することを通して、非学校形態の実験教育の質と児童生徒の学ぶ権利を守っている（王 2024）。

以上のように、台湾でもオルタナティブスクールは法的の枠内に位置しており、かつオランダと同じく第三者による学校への視察や評価が存在した。また、教育内容については、必ずしもオルタナティブ教育の先駆けであるオランダと同じ教育内容が採用されているわけではなく、台湾政府が独自に設定した非学校形態への教育目的が定められていた。日本と海外のオルタナティブスクールの事例を比較すると、海外のオルタナティブスクールは法的の枠内に位置している場合が多いことが違いであることが判明した。次章において、日本のオルタナティブスクールの具体的な例を示し、実際にオルタナティブスクールに通う子ども達とその保護者様へのアンケート調査の結果をまとめる。

第3章

オルタナティブスクールに通う子ども達と保護者様の考え

先述した通り、日本は義務教育段階において公立小中学校の割合が90%を超える。それほどまで公立の学校が多い日本において、オルタナティブスクールに通う子ども達とその保護者様は、どのような理由によりオルタナティブスクールを選んだのか。本研究において、大阪府箕面市にある「箕面こども森学園」に通う子ども達とその保護者様にご協力いただいた。

「箕面こどもの森学園」は、大阪府箕面市にあるオルタナティブスクールであり、『子どもは自ら学ぶ意欲を持ち、自らの力で学ぶことができる』という教育観のもと、子どもの興味・関心を学習の中心にすえ、子ども自身の生活から学習を組み立てるフレネ教育やイェナプラン教育を取り入れている。学校内での子ども達の様子については、小学部では3学年が合同になったクラスの中、子ども達は自分で自分の学習計画を立て、できたところを自分で記録し、管理をする自己調整学習を行っている。子ども達は机に向かって勉強をするだけでなく、授業内では子ども達同士の話し合いが活発に行われており、子ども達自身が授業を作り上げている。また、学習内容で分からないところがあった際は、年上の子が年下の子に勉強を教えるというマルチエイジ・クラスならではの光景が繰り広げられている。箕面こどもの森学園では、子ども達の意味や思いがそのまま学習に結びついている。

今回は箕面こどもの森学園に通う子ども達とその保護者様に対しアンケート調査を実施した。その結果、53名の子ども達と23名の保護者様から回答をいただいた。アンケート調査の内容項目については、

オルタナティブスクールに関するアンケート（子ども達向け）

Q1. 学校生活を送る上で喜びを感じたり、満たされていると感じますか。（選択式）

とてもそう思う そう思う あまりそう感じない そう感じない

Q2. 学校に通う中で、どのようなことが楽しいですか。（記述式）

Q3. 自分たちが通う学校のいいところはどのようなことですか。（記述式）

Q4. この学校を選んでよかったと思いますか。（選択式）

とても良かったと思う 良かったと思う あまり良くなかったと思う 良くなかったと思う

オルタナティブスクールに関するアンケート（保護者様向け）

Q1. お子様の学校を選ぶ上で、どのような点を最も重視しますか。（選択式）

教育方針 学費 通いやすさ 国からの認可の有無 子ども達が学校を楽しめるか その他

Q2. オルタナティブスクールを選ばれた理由はどのようなものですか。（記述式）

Q3. ご自身のお子様を通う上で理想的な学校とはどのような学校ですか。（記述式）

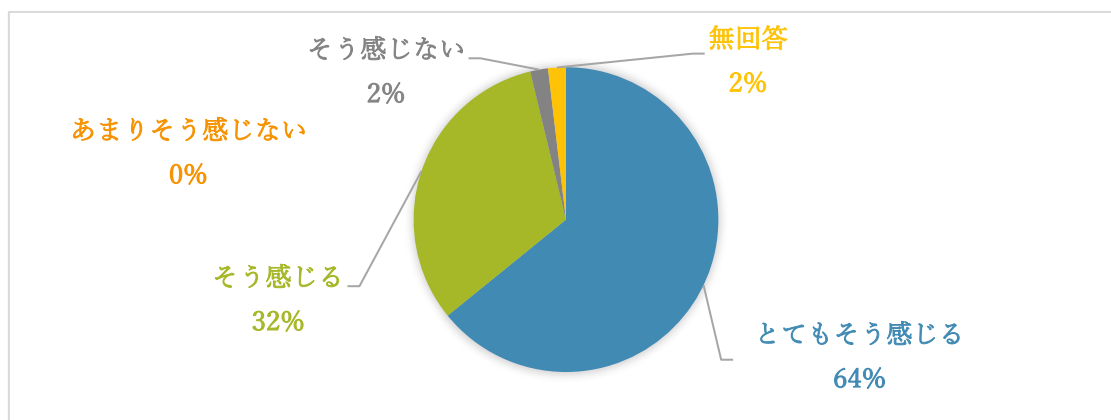
Q4. オルタナティブスクールを選んでよかったと思いますか。（選択式）

非常に良かった 良かった あまり良くなかった 良くなかった

上記のアンケート調査の結果は以下の通りである。

オルタナティブスクールに関するアンケート（子ども達向け）

Q1. 学校生活を送る上で喜びを感じたり、満たされていると感じますか。

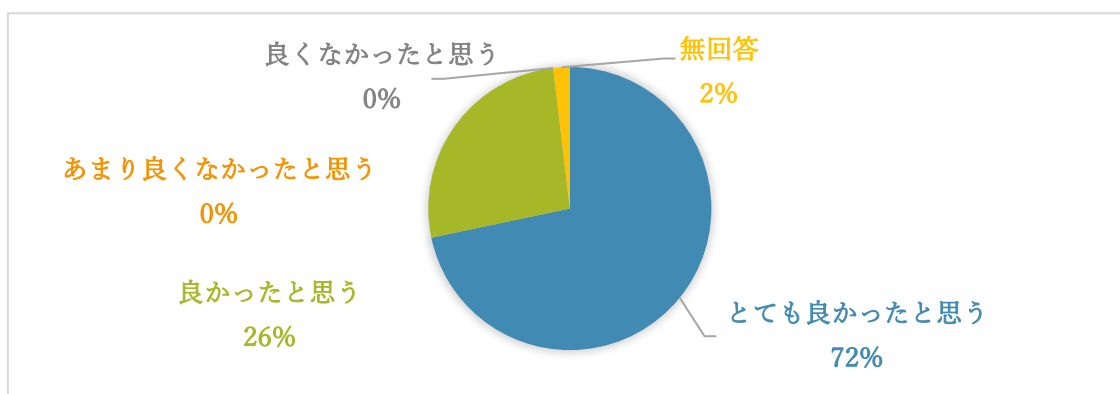


上記の結果より、箕面こどもの森学園に通う子ども達の9割以上が、学校生活は充実していると感じていることが明らかになった。

Q2 の学校に通う中で楽しいと感じることについては、オルタナティブスクールならではの取り組みを「楽しい」と感じている子ども達が多いことが明らかになった。最も多かった回答は「プロジェクトが楽しい」という意見である。プロジェクトとは、箕面こどもの森学園が独自に行っている活動であり、子ども達は自分がやりたいと思うことについて自分で計画を立て、準備をし、実行する。手芸、工作、木工や漫画を作るなど、自分がやりたいと思うことに自由に組み込むことが出来る。公立や私立の学校では、子ども達がやりたいと思うことを授業内で取り組む時間は確保されにくい。子ども達の興味関心を授業内で伸ばすことは、公立や私立の学校においては現代段階においては実現し難いだろう。また、興味深かった回答の一つとして「お弁当をゆっくり食べられる」という意見がある。公立の学校では給食を食べることが多いが、配膳等の時間も給食の時間に含まれるため、食事をする実質的な時間はあまり多く確保されていない。しかしながら、箕面こどもの森学園ではお昼ご飯にはお弁当を食べるため、配膳の時間などはなく、またお弁当を食べる時間が子ども達にとって十分に確保されている。本アンケート調査により、給食で十分な時間が確保されていないことは、一部の子供たちにとって負担となっていることが明らかになった。

Q3 の子ども達自身が思う学校にいいところについても、オルタナティブスクールならではの取り組みを挙げている子ども達が多かった。その中でも多かった回答は「自分のペースで勉強できる」という意見と「多数決をしないこと」である。公立や私立の学校だと、集団学習が基本であるため、子ども達一人一人のペースに合わせて学習を進めることは非常に困難である。一方でオルタナティブスクールでは、子ども達が自分で学習計画を立て、自分のペースで学習を進めることができるため、個別最適な学びを実現していると言えるだろう。また、「多数決をしないこと」に関しては、箕面こどもの森学園では何か決め事をする際は多数決で決めるのではなく、少数派の意見もしっかり取り入れながら、全員が納得できるものになるように、子ども達同士での話し合いがたくさん行われている。公立や私立の学校では決め事をする際は多数決を採用することが多いが、話し合いで決めることによって、子ども達は自分の意見や考えを否定されることなく、また相手の意見も否定せずに全員が納得できる形を考えるための力が育まれていると言えるだろう。

Q4. この学校を選んでよかったですか。

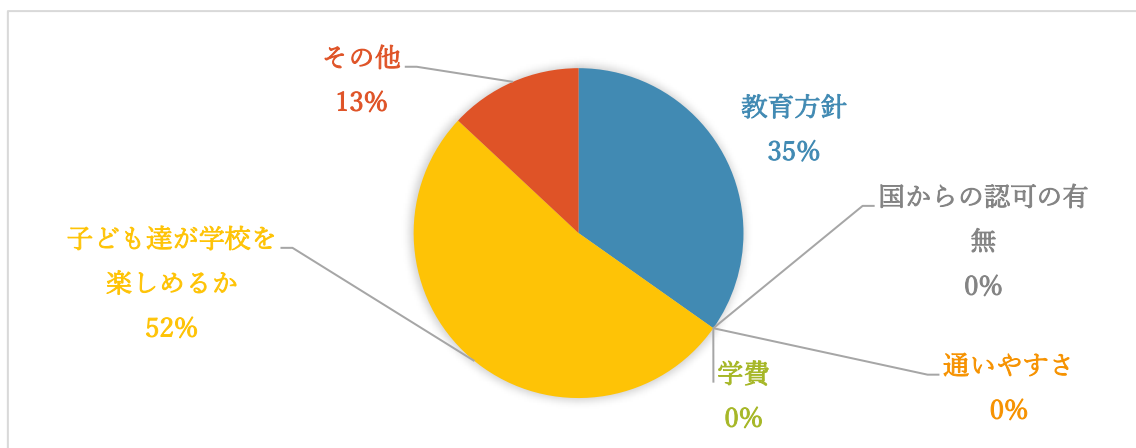


上記の結果より、箕面こどもの森学園に通う子ども達の9割以上が自分たちの選択に満足していることが明らかになった。

次いで保護者様に行ったアンケート結果をまとめる。

オルタナティブスクールに関するアンケート（保護者様向け）

Q1. お子様の学校を選ぶ上で、どのような点を最も重視しますか



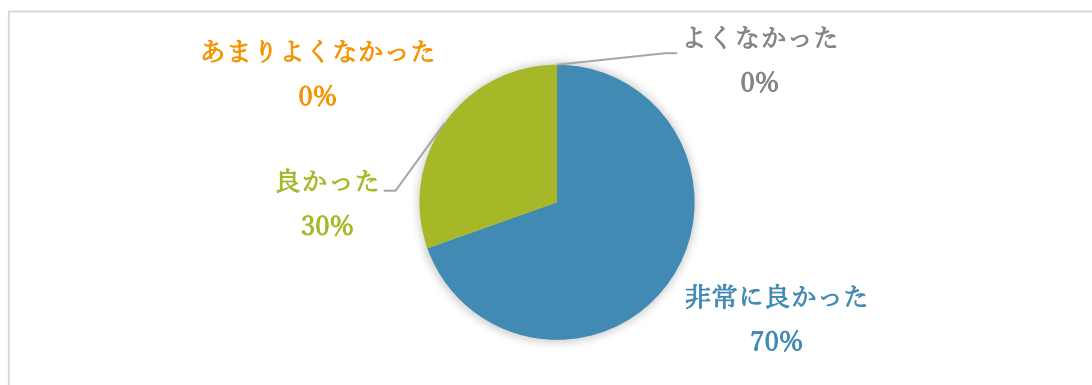
上記の結果から、子どもがオルタナティブスクールに通う保護者の方は、学校を選ぶ上で約半数が「子ども達が学校を楽しめるか」を重視しており、その次に多いのが「教育方針」であった。その他に関しては、「本人の希望」や「子どもにあった教育ができる環境であるかどうか」、また「学びたいと思うことや興味があることが学べて、子ども自身が行きたいと思うかどうか」という意見があった。しかしながら、オルタナティブ

スクールだから選んだ訳ではなく、「箕面こどもの森学園」の教育方針に惹かれたため、通うことを決めたとの意見もあった。

Q2 のオルタナティブスクールを選ばれた理由については、公教育に対し、違和感があるとの意見が多かった。「決められたことをこなしていく偏差値基準の日本の義務教育に対して疑問がある」、「画一的な日本の公教育に不満がある」、「先生による子と細やかな指示を待たせる言葉がけに直面し、「子どもの主体性を重んじる」とはかけはなれていると感じた」など、保護者の方が公教育に対して違和感があると感じていらっしやった場合や、また子どもの達自身が公立学校に通っていた際に、学校と合わなかったとの意見も見られた。先述した通り、現在の日本の義務教育段階の学校の中では、90%以上を公立学校が占めている。これは文部科学省が平成 27 年に行った学校基本調査により明記されている。しかしながら、現に公教育の学びの方針に違和感を覚える子ども達や保護者の方がいることは、今後の日本の学校の在り方を考える上で重要な観点とすべきである。

Q3 の保護者の方が考える、子ども達が通う理想的な学校としては、「子ども達自身が尊重される学校」との意見が多かった。公立学校では学習指導要領に沿った授業が展開されているが、保護者の方が望んでいるように、子ども達自身が学習の中心となり、尊重されているか否かを学校教育の在り方を考える上で今一度、考える必要があると私は考える。次いで「子ども達の興味・関心があることを探求でき、自分のペースで学びを進められる学校」との意見が多かった。これは箕面こどもの森学園に通う子ども達に対して実施したアンケート項目の Q2, Q3 の結果とも共通する。このことから、子ども達自身も学校教育に対しては、自分の興味関心に基づいた学びを自分のペースで勉強できることを望んでいると考えられるだろう。

Q4.オルタナティブスクールを選んでよかったと思いますか。



上記の結果の通り、アンケートに答えていただいた子ども達の保護者の方全員が、オルタナティブスクールを選んでよかったと回答している。この回答については、Q1であったように、オルタナティブスクールだから選んでよかったという訳ではなく、箕面こどもの森学園だからこそ選んでよかったという意見があることも踏まえるべきである。

今回実施したアンケート調査の結果から、公立学校での教育において子ども達が合わないと感じること、及び具体的な内容や、保護者の方も疑問を抱いている場合があることが明らかになった。そのため現在の学齢期の子ども達やその保護者の方が今の公教育に対して違和感を覚えているという事実は、今の日本に求められる学校の在り方を考える上で重要視すべき点であると私は考える。

第4章 考察

本研究では日本のオルタナティブスクールについて取り上げるにあたり、箕面こどもの森学園様にアンケート調査にご協力いただいたことに加え、実際に子ども達の様子も見学させていただいた。前述した通り、箕面こどもの森学園ではフレネ教育やイエナプラン教育を取り入れた教育が実施されており、子ども達はマルチエイジ・クラスにおいて自分で学習計画を立て、学びに取り組んでいる。そして、実際に子ども達の様子を見学させていただいたことで、私の中で「今、求められる学校の在り方」を考える上で四つのポイントが見つかった。

一つ目は「偏差値至上主義的思考の改革」である。現在の日本の教育現場、特に公立学校では基本的に学習指導要領に基づいた学習が行われている。新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の実現について明記されており、かつての教師が子ども達に対して一方的に知識を与える授業形式ではなく、教師と子ども達が一緒に授業を作り上げていくことが目指されている。そして、そのような授業が実際に実現されつつある。そのため、現在の公立学校の教育の在り方も時代の流れに合わせて変わりつつある。しかしながら、現段階においてはそれらが十分に達成されているとは言い難いと私は考える。教育の在り方が変わりつつある一方で、世間ではいまだ「偏差値至上主義」的な考えが残っているのではないだろうか。ホームページには難関校への合格実績が掲載されている中学校や高等学校も未だ多く存在する。偏差値の高い大学への進学が決まると、保護者や教師から褒められることも多々ある。つまり、「主体的・対話的で深い学び」が推奨される一方で、偏差値至上主義的な考え方が変わらない限り、今求められる教育や学校の在り方は見えてこないだろう。したがって、今の日本の偏差値主義的な考えを払拭するような、大規模な教育改革が必要であると私は考える。

二つ目は「子ども達の興味関心を尊重すること」である。前章のアンケート結果にもあったように、*プロジェクトが楽しいと感じている子ども達がたくさんいることが明らかになった。つまり、子ども達がやってみたいと思うことや、好きなことに取り組む時間がカリキュラムの一つとして確保されていることは、子ども達が自分の良さや可能性を再認識できることに繋がるのではないか。それは、文部科学省が掲げている「一人一人の児童（生徒）が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにする」ことに繋がると私は考える。実際に箕面こどもの森学園では、プロジェクトの時間に取り組んだ作品等が廊下などにたくさん展示されており、それらは子ども達の個性が光る素晴らしい作品であった。作品の一つ一つから、子ども達は一生懸命、そして楽しみながら活動に取り組んでいることが感じられた。また、このような授業は公立学校においても実施可能であると私は考える。現在の義務教育段階で行われる授業の一つとして「特別活動」がある。学習指導要領では「特別活動」の目標として「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や

人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。」と記載されている。このような目標は、子ども達がやってみたいと思うことや好きなことに取り組むことによって、自分の良さや可能性を再認識できることにも繋がるだろう。つまり、子ども達の興味関心を尊重した活動は、現行の教育カリキュラムにおいて実現可能な活動となっているのである。したがって、子ども達の興味関心が尊重される時間を学校のカリキュラムの一つとして確保することは、求められる学校や教育の在り方を考える上で重要なポイントになると私は考える。

*プロジェクト 第3章参照

三つ目は「学習内容の基準を定めること」である。前述した通り、子ども達が自分の興味関心に基づいた学びが実現されることは理想的ではあるが、義務教育段階の子ども達が自分に必要な学びを完全に理解することは難しい部分があると私は考える。学習内容が全て自分の興味関心に基づいた内容に偏ってしまうと、自分の進みたい道が定まった際にこれまでの学習内容との間にズレがあった場合、学習の軌道修正が難しくなるだろう。箕面こどもの森学園でも全ての学習が「プロジェクト」で構成されている訳ではなく、小学部では基礎学習を行う「ことば・かず」の時間があり、「読む、書く、伝える、聴く」、そして「計算技術の習得や日常生活に現れる数量的な問題」を学習する時間が設けられている。また中等部では「英語」「数学」などの教科が定まった授業も存在する。つまり、求められる教育について考える上で、ある程度の学ぶべき学習内容の基準を設けることは必要になるだろう。また、定められた学習内容を行う時間と子ども達の興味関心に基づいた活動を行う時間の割合については、今後の教育改革の流れを見て調整するべきである。

四つ目は「子ども達を幅広く見ること」である。先述したように、現在の日本では不登校の児童生徒に対する法設備は整えられつつあるが、果たして不登校の状態にある児童生徒を中心として考えた教育改革だけで充分なのだろうか。現在、公立学校に通っている子ども達の中でも、不登校状態であるか否かに関わらず、現行の教育に合わない子ども達がいる可能性があることも考えるべきだと私は考える。幅広く子ども達を見ることによって、現行の教育の問題点や改善すべき点が浮き彫りになり、求められる教育や学校の在り方が見えてくるだろう。そのためには教師自身が一人一人の子ども達に真剣に向き合い続けることが必要不可欠である。

以上の四点が本研究を通して、私が考えた求められる教育や学校の在り方を考えるための視点であるが、何時の時代も求められる教育や学校の在り方は移り変わるものであり、それは一つに定まることはないだろう。そのため、教師は常に子ども達の見線になり、子ども達が何を望んでいるのかを考え、求められる教育、学校の在り方について、模索し続ける必要がある。子ども達が目指す方向へ導く存在となれるよう、これからも教職の道に進むにあたって、求められる教育、学校の在り方について考え続けていきたい。

参考文献

- 藤根雅之・橋本あかね, (2016), 「オルタナティブスクールの現状と課題：全国レベルの質問紙調査に基づく分析から」, 21, pp.89-100
- 王美玲, (2018), 「台湾における「実験教育」の制度化とオルタナティブスクールの変容」, 『やまぐち地域社会研究』16号, pp.13-26
- 王美玲, (2024), 「脱学校化における行政機関の在り方-台湾の「実験教育」を例に-」 総合人間学 (オンラインジャーナル) 第18巻 第2号, pp.103-111
- 吉田重和, (2014), 「公教育制度をめぐるオルタナティブスクールの葛藤-オランダの事例を中心に-」, 早稲田教育学会紀要 第15号, pp.91-98
- 教育部「高等学校以下の教育段階の非学校形態実験教育の実施に関する条例」, <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=H0070059>

謝辞

本論文を完成させるにあたり、多くの方のご指導とご協力を賜りました。この場をお借りして心より感謝申し上げます。

まず、本研究の指導教員である于一楽先生には、研究の構想から論文の完成に至るまで、多大なご助言とご指導を賜りました。厚く御礼申し上げます。

また、箕面こどもの森学園の皆様には、ご多忙にもかかわらず早くアンケート調査にご協力いただきました。それにより、オルタナティブスクールに通われている子ども達、そして保護者の皆様の貴重な「声」をお聞きすることができました。心より感謝申し上げます。

皆様にご助力を賜りましたこと、深くお礼申し上げます。